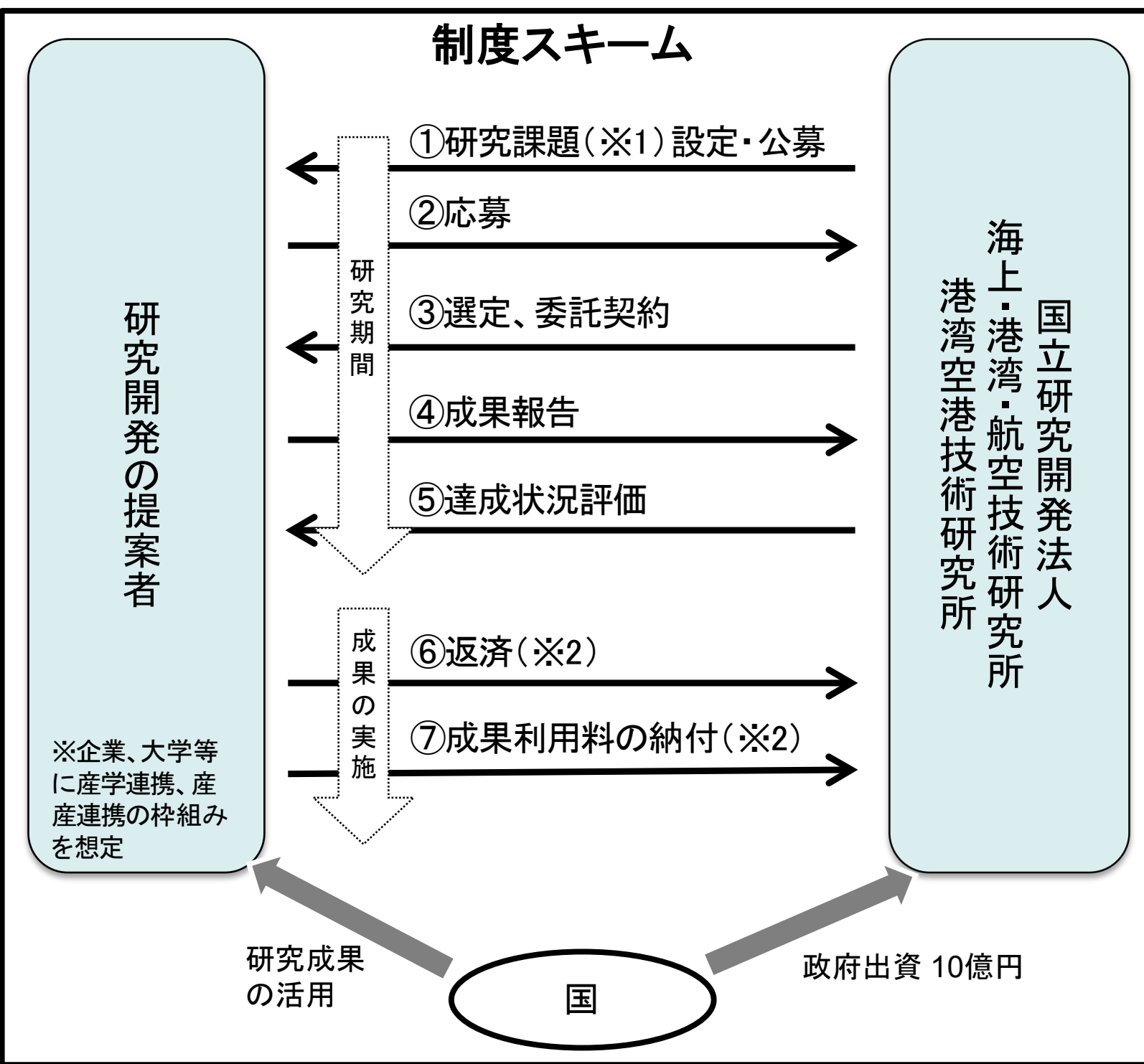


国土強靱化や生産性の向上等に資するインフラに関する革新的な産・学の研究開発を支援し、公共事業等での活用を推進するため、研究委託制度を創設しました。

制度の目的

国土強靱化や生産性の向上等に資するインフラに関する革新的技術を公共事業等において活用するため、産学連携、産産連携などによる実用化に向けた研究開発を支援します。

制度の概要



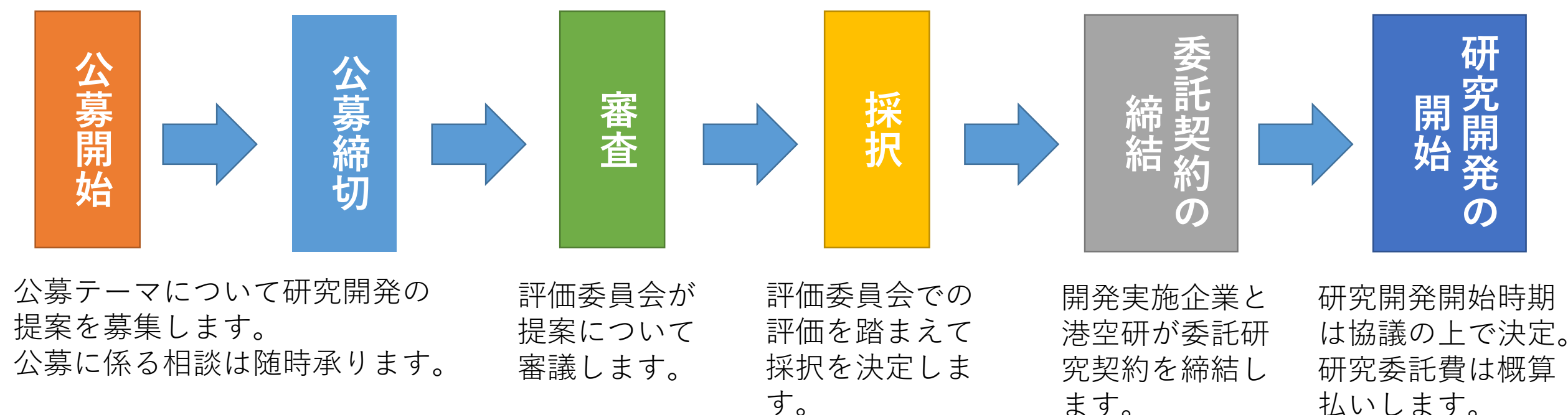
研究課題(※1)

- テーマ
国土強靱化、生産性向上等に資する革新的技術
- 貸付額
5億円以内/課題
- 研究期間
5年以内(研究終了後15年以内に返済)
- その他
研究成果は、技術基準や設計仕様等へ反映し、公共事業等での活用を図る

返済額・成果利用料(※2)

- 研究が完了し成果が実用可能と評価された場合
⇒研究委託費の全額を返済
+売上に応じた成果利用料を納付
 - 成果が実用不可能と評価され研究を中止した場合
⇒研究委託費の30%または50%を返済
- 〔3年目ステージゲート審査で中止:30%
最終年ステージゲート審査で中止:50%〕

公募から研究開発開始までの流れ



事項	内容	備考
申請に関する基本要件	<p>a. 日本国内に法人格を有すること。 b. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。 c. 研究開発の成果を実施できる体制があること。 d. 目標達成後、返済できる財務基盤を有すること。 e. 経営基盤として、以下のいずれにも該当すること。 1) 直近3期の決算期において少なくとも1期は経常損失を計上していない。 2) 直近3期の決算期において3期とも債務超過となっていない。 3) 直近3期の決算報告書がある。 4) 破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申立てを受けていない、かつ、していないほか、準則型私的整理手続等をとっていない。</p> <p>(代表機関が公募開始日において設立日から20年以内で、かつ未上場又は新興市場のみ上場している企業の場合)</p> <p>a. 日本国内に法人格を有すること。 b. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。 c. 研究開発の成果を実施できる体制があること。 d. 破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申立てを受けていない、かつ、していないほか、準則型指摘整理手続等をとっていないこと。</p>	<p>本事業において「新興市場」とは、国内においては「マザーズ」、「JASDAQ」、「セントレックス」、「アンビシャス」、「Q-board」をいう。</p>
研究開発期間	原則、最長5年	
委託費の額	原則、総額5億円以内（一般管理費含む）	
対象経費	設備備品費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、外注費、会議費、一般管理費、他（研究開発に必要なもの及び土地、建物の取得は対象外）	実費弁償型
達成目標	<p>応募時に、実用化のために最低限必要な技術的水準の目標（達成目標）を設定していただきます。 <例> ・実証実験やスペックを検証するための試作物の製作を完了する。 ・試験施工で所要の性能と安全性が確認される。</p>	左記の見通しが立った場合、目標達成とします。
返済義務	<p>■目標を達成した場合：港空研支払額の全額（返済方法） ・無利子、研究開発実施期間にかかわらず目標達成確認後15年以内の返済（傾斜配分の設定が可能、また、繰り上げ返済も可能）又は一括返済。 ・5年間の上限期間を超える研究開発実施期間で研究開発を実施した場合でも、研究開発実施期間・返済期間の合計が20年を超えないものとする。（この場合、研究開発実施期間が5年間を超えた分だけ返済期間が短くなる。）</p> <p>■目標未達の場合：港空研から受領した委託費の一定割合（中間審査における審査で開発を中止する場合は、30%。研究終了時の審査で目標未達の場合は、50%）を一括又は一定の条件を満たす場合は分割で返済します。また、本事業の委託研究費で研究開発を行った成果（特許等の知的財産権、ノウハウ、データなど）の以後の実施は不可となります。（返済方法） ・無利子、一括返済。</p> <p>■自己都合による中止：港空研支払額の全額（返済方法） ・無利子、一括返済。</p> <p>■その他 ・委託研究契約時に、契約書に研究委託費の返済に関する条項を設定します。 ・研究開発終了後、額を確定させ、改めて、返済に関する契約を交わすものとします。</p>	
担保／債務保証	<ul style="list-style-type: none"> 分割返済の場合には、原則として委託研究費総額に相当する担保又は債務保証の設定が必要となります。 担保に関しては、法人所有の不動産、有価証券、預貯金又は親会社、銀行等による保証（個人所有資産は担保の対象としません。）及び委託研究費の1/2を上限に委託期間中に出願した特許等の知的財産権を充当することも可能です。 なお、上記担保、債務の保証に関しては、港空研の指定する金融機関による与信供与を委託研究期間内の年度ごとに得られる場合若しくは、研究開発実施期間内の総債務予定額に対し予め与信が得られる場合には、この限りではありません。 	
研究開発成果（知的財産権の取扱）	研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業競争力強化法（平成12年法律第44号）第17条に規定される要件を満たすことを前提に、受託者に帰属すること（日本版バイ・ドール規定）を原則としますが、取扱いの詳細については、委託研究契約書等により定めるものとします。	
成果利用料	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発等を実施した代表研究機関は、委託研究契約締結時にあらかじめ設定した対象製品又は対象サービスの売上げに応じた成果利用料（2%程度）を港空研へ支払っていただきます。 支払期間は、目標達成確認後15年以内とします。 なお、自社単独技術（特許）に基づく実用化開発の場合は、成果利用料は支払なしとします。 	
公募期間	令和元年7月8日（月）～令和元年10月4日（金）	
審査方法・視点	<p>審査の方法及び視点は、以下のとおりです。 1. 港空研による審査（書類選考及び必要に応じて面接） 2. 課題評価委員会（外部の有識者等）による審査</p> <p>審査の視点 a. 課題の新規性及び導入効果／ b. 目標設置・開発計画の妥当性／ c. 事業化の見通し／ d. 財務等審査</p>	採択決定後、港空研と協議して委託研究契約を締結します。

※詳細は、「革新的社会資本整備研究開発推進事業公募要領」、「革新的社会資本整備研究開発推進事業事務処理要領」等をご参照ください。